附則第二十六項を削る。

附則第二十七項中「附則第二十三項」を「附則第二十一項」に改め、同項を附則第二十五項とする。

附則第二十八項を削る。

附則第二十九項の見出しを削り、同項中「福島県警察」を「令和八年三月三十一日までの間は、福島県警察」に、「、次の各号に掲げる期間の区分ごとにそれぞれ当該各号に定める人員」を「百三人」に改め、同項各号を削り、同項を附則第二十六項とし、同項の前に見出しとして「（福島県警察に関する特例）」を付し、同項の次に次の二項を加える。

27　令和七年三月三十一日までの間は、福島県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準は、別表第二福島県の項及び前項の規定にかかわらず、同項に定める人員に九人を加えた人員とする。

28　令和七年三月三十一日までの間における福島県警察に対する別表第三第一号の規定の適用については、同号中「当該府県警察の地方警察職員たる警察官の定員」とあるのは、「附則第二十六項に定める人員」とする。

附則中第三十項の前の見出しを削り、同項を第二十九項とし、同項の前に見出しとして「（福岡県警察及び沖縄県警察に関する特例）」を付し、第三十一項を第三十項とし、同項の次に次の一項を加える。

31　令和七年三月三十一日までの間は、福岡県警察及び沖縄県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準は、別表第二福岡県の項及び沖縄県の項並びに前項の規定にかかわらず、同項に定める人員に、福岡県警察にあつては五人、沖縄県警察にあつては二人をそれぞれ加えた人員とする。

附則中第三十八項を第四十項とし、第三十五項から第三十七項までを二項ずつ繰り下げ、第三十四項の前の見出しを削り、同項を第三十六項とし、同項の前に見出しとして「（国の貸付金の償還期間等）」を付し、第三十三項を第三十五項とし、第三十二項の次に次の見出し及び二項を加える。

（北海道警察等に関する特例）

33　令和七年三月三十一日までの間は、次の表の上欄に掲げる都道府県の都道府県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準は、別表第二の当該都道府県の項の規定にかかわらず、同項に定める人員に、当該都道府県ごとに次の表の下欄に掲げる人員をそれぞれ加えた人員とする。

北海道	一五人
青森県	一〇人
宮城県	一一人
山形県	六人
茨城県	一四人
栃木県	七人
埼玉県	四人
東京都	九一人
神奈川県	四一人
新潟県	二二人
静岡県	二七人
福井県	二人
岐阜県	七人
愛知県	一五人
三重県	六人
大阪府	五三人
兵庫県	四七人
奈良県	四人
和歌山県	二人
島根県	三人
岡山県	六人
広島県	二〇人
山口県	一人
徳島県	一〇人
香川県	九人
愛媛県	五人
高知県	四人
長崎県	六人
熊本県	九人
大分県	二人
宮崎県	四人

34　令和七年三月三十一日までの間における前項の表の上欄に掲げる都道府県の都道府県警察に対する別表第三の規定の適用については、同表第一号中「当該府県警察の地方警察職員たる警察官の定員」とあるのは「別表第二の当該府県の項に定める人員」と、同表第二号中「都警察、道警察、大阪府警察、埼玉県警察、千葉県警察、神奈川県警察、愛知県警察、兵庫県警察及び福岡県警察の地方警察職員たる警察官の定員」とあるのは「別表第二の当該都道府県の項に定める人員」と、「同表」とあるのは「次の表」とする。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

警察庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄